

戸塚区公告第130号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月19日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料令和8年度6月期分督促状 ----- -----	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

戸塚区

八反田 美優

LUU XUAN TOAN

林 健一

吾妻 宗憲

増田 裕美

ENKH AMGALAN TELMUUN

木名瀬 拓成

LIN YU WEN

霞 総一郎

関口 広行

BEVIS YOUKIKO

鈴木 美優

若松 麗華

FERDY SUPRAYITNO

ZHANG ZIYAN

大畑 知寛